

令和3年度 神戸港アジア広域集貨促進事業 募集要領

1. 趣旨

本事業は、成長著しい東南アジア等から神戸港への集貨を図るため、神戸港を活用した物流改善の情報の展開を推進するとともに、トライアルによる物流改善の促進を図るもの。

2. 物流改善トライアル

(対象事業)

- ・ 西日本⇄東南アジア等の物流について、神戸港経由での輸送の改善や神戸港経由への転換を伴う改善を実施するもの
- ・ 神戸港でのトランシップを伴うもの
- ・ 神戸港の高付加価値化（神戸港の物流拠点の機能の拡大、IoTによる効率化、先進的な環境貢献技術（CO2削減等）の導入等）に寄与するもの

(スキーム)

- ① 荷主企業や物流事業者が、トライアルを行う物流改善策を申請
- ② 阪神国際港湾株式会社が申請内容審査の上、採択。
- ③ 採択されたトライアル輸送実施。
- ④ 実施後、トライアル費用の根拠資料を確認の上、阪神国際港湾株式会社がトライアル輸送に係る費用を支援。
- ⑤ トライアル輸送に係る費用の支援を受けた荷主企業や物流事業者は、トライアル輸送の成果を報告（当該成果の他企業への提供を許容）

(支援対象メニュー)

- A 本事業で効果の検証がなされていない新規案件に関するトライアル
1事業あたり100万円を上限にトライアル費用を支援。
- B 本事業で既に効果の検証がなされたものと同じの案件に関するトライアル
- ① 同一案件について既にAの支援を受けた事業者
5TEU以上の輸送を実施する場合に、1事業あたり50万円を上限にトライアル費用を支援。
 - ② ①以外の事業者
1事業あたり75万円を上限にトライアル費用を支援。

※Bの支援を申請できるのは1案件につき1事業者あたり1回までです。

(支援対象費用の範囲)

トライアル輸送の実施に必要な不可欠と判断できる以下の費用

- ・ 輸送費、輸出入に係る諸手続き費用、通関等諸費用、マーケティング費用、システム改修費、PR費用 等
- ※ 既存ルートからの輸送転換トライアルについては、その差額のみ対象となります。
- ※ 対象となるか疑義が生じる場合は、必ず事前にご相談ください。
- ※ それぞれ消費税を含みます。
- ※ 経費の精算にあたっては、費用が確認できる根拠資料等を提出していただきます。

(申請の要件)

① 対象企業

「荷主」又は「物流事業者（船社を含む）」

② 対象期間

令和3年度内にトライアルを実施するもの

③ 申請

別添の申請書に必要な事項を記入し、提出

- ※ 実施にあたっての調整事項や懸案事項があれば、その旨も申請書に記載
- ※ 申請は随時受け付けますが、予算を上回る申請があれば締め切ります

④ 情報提供等への同意

本事業の趣旨の一つは、神戸港利用促進の営業ツール作成のための具体的な事例収集であることから、以下の協力をお願いいたします。

- a. トライアル輸送の効果検証への協力、結果活用への同意
- b. 事業者が持つトライアル輸送関連情報（コスト、リードタイム、輸送実績等）の提供（事前・事後）
- c. トライアル輸送に係るヒアリング調査への協力（事前・事後）
- d. トライアル輸送の結果を神戸港のポートセールス活動で活用（神戸港利用事例として、PR資料に掲載など）することへの同意

3. 物流改善の情報の展開

トライアルを実施した物流改善その他の神戸港への集貨に寄与する物流改善の事例をとりまとめ、神戸港での情報の展開を実施

※本トライアルに関する負担は、今後のポートセールス活動等に活用できる物流改善事例の情報収集を目的としたものです。持続的な物流改善効果を期待して実施するものですが、トライアル実施後の事業継続が結果的に困難になった場合は、その要因等の情報を提供頂き神戸港に関する施策の検討に活用させていただきます。